

クリーニング師試験の得点の閲覧について

青森県健康福祉部保健衛生課
平成23年12月2日

青森県個人情報保護条例第20条第1項の規定により、受験者本人は、以下のとおり、口頭で開示請求することにより、11月12日に実施した試験の得点の閲覧することができます。

- 1 口頭で開示請求をすることができる期間
平成23年12月2日（金）～平成24年1月4日（水）
（ただし、土曜日、日曜日、国民の祝日に関する法律に規定する休日を除く。）
- 2 閲覧することができる情報
科目別得点及び総合得点
- 3 受付時間
午前9時～午後5時
- 4 閲覧の受付場所
青森県健康福祉部保健衛生課（青森県庁北棟6階）
- 5 閲覧の方法
受験票等受験者本人であることを証明する書類（運転免許証など本人の顔写真が貼付されているもの）を提示してください。
- 6 その他
次の場合には、口頭による開示請求はできません。
 - (1) 上記1の期間を経過した場合
 - (2) 遠隔地に居住しているなど直接県庁に来ることができない場合
 - (3) 得点を記した文書の写しが欲しい場合これらの場合は、個人情報開示請求書を提出し、開示請求することとなります。

保健衛生課 生活衛生グループ
TEL：017-734-9213